

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学組織運営規則（16 経教規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学組織運営規則</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月7日 16 経教 規則第1号</p> <p>第1条～第10条 省略</p> <p>第11条 本学に、次の学部附属の教育施設又は研究施設（以下「附属施設」という。）を置く。</p> <p>一 農学部 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 家畜病院 硬蛋白質利用研究施設</p> <p>二 工学部 繊維博物館 機械工場</p> <p>2～3 省略</p> <p>第12条～第27条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略（現行どおり）</p> <p>第11条 本学に、次の学部附属の教育施設又は研究施設（以下「附属施設」という。）を置く。</p> <p>一 農学部 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 家畜病院 硬蛋白質利用研究施設</p> <p>二 工学部 繊維博物館 ものづくり創造工学センター</p> <p>2～3 省略（現行どおり）</p> <p>第12条～第27条 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（19 経教規則第5号）

この規則は、平成19年6月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。